

# 国立大学法人電気通信大学資産管理規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成19年 1月16日

平成24年 5月22日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学会計規則（以下「会計規則」という。）第37条に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における資産の管理に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「管理」とは、資産の取得、保存、供用及び処分をいう。
- (2) 「取得」とは、資産を購入、建設、交換、寄附等により新たに所有すること及び修繕の程度を超えて又は改良により当該資産の価値、能力を増加させることをいう。
- (3) 「保存」とは、資産の現状を維持することをいう。
- (4) 「供用」とは、資産をその用途に応じて使用することをいう。
- (5) 「処分」とは、資産を譲渡、廃棄等により本学の支配から離すことをいう。
- (6) 「借用」とは、第三者が所有する資産を、有償又は無償で供用することをいう。
- (7) 「寄附」とは、第三者から資産を無償で譲り受けることをいう。
- (8) 「交換」とは、本学の所有する資産と第三者が所有する資産の所有権を互いに移転することをいう。
- (9) 「貸付」とは、資産の所有権を保持したまま、当該資産を有償又は無償で第三者に使用させることをいう。

(資産管理の総括責任者)

第3条 学長は、資産の管理を総括する。

(資産管理責任者)

第4条 資産の管理に関する事務を担当する者として、会計規則第5条第1項第4号に規定する資産管理責任者をおく。

(帳簿)

第5条 資産管理責任者は、資産の種類ごとに帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(資産の管理に関する報告等)

第6条 資産管理責任者は、毎会計年度末における資産の管理状況について学長に報告しなければならない。

2 資産管理責任者は、必要があると認める場合は、資産の使用者に資産の状況に関する

報告を求めることができる。

(善管注意義務)

第7条 役員及び職員は、善良なる管理者の注意義務をもって、資産を使用しなければならない。

(借用資産)

第8条 本学が借用する資産については、この規程を準用する。

## 第2章 取得

(取得)

第9条 資産管理責任者は、資産を取得した場合は、その内容を確認し、当該資産の受入れ及び帳簿への登録を行わなければならない。

2 資産管理責任者は、国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第57号)第17条に規定する重要な財産に該当する資産(以下「重要な資産」という。)を取得する場合は、事前に学長の承認を得、取得後、学長に報告しなければならない。

(寄附)

第10条 資産管理責任者は、資産の寄附を受けようとする場合は、学長の承認を得なければならない。

2 資産管理責任者は、寄附受け資産の授受を確実にを行うための証書を取り交わす等、受け入れに必要な措置を行うものとする。

3 資産の寄附を受けた場合は、時価等を基準にした公正な評価額をもって取得原価とする。

(登記又は登録)

第11条 資産管理責任者は、法令の定めるところにより登記又は登録を必要とする資産を取得した場合及び登記又は登録の記載事項に変更が生じた場合は、学長に報告し、学長は、法令の定めるところにより登記又は登録を行うものとする。

(保存)

第12条 資産管理責任者は、資産を保存するため、必要な措置を講じなければならない。

## 第3章 減価償却及び減損処理

(減価償却の目的)

第13条 資産管理責任者は、固定資産のうち償却資産について、期末の評価及び費用の適正な配分を目的として、取得価額をもとに事業年度ごとに所定の償却を行わなければならない。

(減価償却の方法)

第14条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法により月割りで行う。

3 有形固定資産の残存価額は備忘価額1円とし、無形固定資産は0円とする。

4 減価償却の基準となる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令15号)の定めるところによる。

5 その他特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。

(減損処理の目的)

第15条 資産管理責任者は、有形固定資産及び無形固定資産のうち、別に定めるものを除き、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び大学法人の業務運営状況を明らかにすることを目的として、所定の減損処理を行わなければならない。

(減損対象資産)

第16条 減損処理の対象となる固定資産(以下「減損対象資産」という。)は、有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に掲げる資産以外の資産とする。

(1) 次に掲げるイから八までのすべてに該当する資産

イ 機械装置、工具器具備品、船舶、車両運搬具又は無形固定資産(償却資産に限る。)であること。

ロ 取得価額が、5,000万円未満であること。

ハ 耐用年数が、10年未満であること。

(2) 耐用年数が10年以上の工具器具備品のうち、取得価額が500万円未満のもの

(3) 構築物のうち、取得価額が500万円未満のもの

(4) 美術品及び収蔵品

(5) 図書

(6) 前各号に該当するものを除く、備忘価額1円の固定資産

(減損対象資産の一体性の基準)

第17条 複数の固定資産が一体となって使用される場合は、当該固定資産を一体として減損対象資産と判断することができるものとする。

2 前項の一体として判断する基準は、次のいずれかによるものとする。

(1) その使用において、対象資産が他の資産と補完的な関係を有すること。

(2) 通常他の資産と同一目的のために同時又は時間的に近接して使用がなされることが想定されること。

(資産利用計画)

第18条 資産管理責任者は、減損対象資産について、当該資産の利用計画を作成しなければならない。

(資産の利用状況の把握)

第19条 資産管理責任者は、減損対象資産の使用者に当該資産の利用状況に関する報告を求め、常に現況を把握し、正確に記録しておかなければならない。

(減損の兆候及び認識)

第20条 減損の兆候の有無の判定及び認識は、資産管理責任者が行うものとする。

2 資産管理責任者は、減損の兆候の判定及び認識を行うに当たり、必要に応じて第18条に規定する減損対象資産の利用計画及び前条に規定する減損対象資産の利用状況等を勘案するものとする。

3 減損の兆候の判定及び認識の基準については別に定める。

#### 第4章 処分

(不用の決定)

第21条 資産管理責任者は、資産が、次の各号の一に該当する場合は不用の決定を行うものとする。

- (1) 亡失、又は重大な損傷をした場合
- (2) 破損が著しく、不相応な修繕費を要する場合
- (3) 陳腐化が著しく、使用に適さない場合
- (4) 本学において供用する必要がなくなった場合  
(処分)

第22条 資産管理責任者は、資産を処分する場合は、学長の承認を得なければならない。  
(交換)

第23条 資産管理責任者は、資産の交換を行おうとする場合は、契約責任者に対し交換に必要な措置を請求するものとする。

2 資産管理責任者は、資産を交換する場合は、学長の承認を得なければならない。  
(文部科学大臣の認可)

第24条 学長は、重要な資産を譲渡し、又は担保に供しようとする場合は、事前に文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第5章 貸付

(貸付)

第25条 資産管理責任者は、本学の事業に支障がないと認められる場合には、学長の承認を得て資産を貸付けることができる。

## 第6章 雑則

(亡失又は損傷)

第26条 資産管理責任者は、資産の亡失、又は重大な損傷があった場合には、直ちに現状を調査し、学長に報告しなければならない。

(保険)

第27条 資産管理責任者は、必要がある場合は、資産に保険を付するものとする。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、資産の管理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。